

川崎市交通局訓令第 4 号

局内一般

営 業 所

川崎市交通局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局安全衛生管理規程（令和 6 年交通局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のとおり改める。

別表第 1 （第 1 6 条、第 2 2 条関係）

名 称	委員長	副委員長	委員	書記
川崎市交通局職員安全衛生委員会	企画管理部長	労働組合副委員長	庶務課長、管理課長、運輸課長、塩浜営業所長、鷺ヶ峰営業所長、産業医、労働組合の推薦により局長が任命した者	庶務課担当係長

備考

委員長を除く委員の半数は、副委員長及び労働組合の推薦により局長が任命した者とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。